

## 確認検査手数料規程

### (適用範囲)

第1条 この確認検査手数料規程は、株式会社鹿児島建築確認検査機構（以下「機構」という。）が建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務の実施について定めた確認検査業務規程第50条の確認検査手数料について定める。

### (確認検査手数料の額)

第2条 確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に係る確認検査手数料の額は、別に定める。

### (建築物の移転・用途変更・模様替え等の手数料の額)

第3条 建築物の移転、若しくは大規模の修繕、模様替え、又は用途の変更をする場合の手数は、当該移転、修繕、模様替え又は、用途の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する額とする。

### (計画変更等の確認手数料の額)

第4条 確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築する場合で、機構以外の指定確認検査機関又は建築主事から当該変更に係る直前の確認又は計画変更を受けている場合（以下「他機関による確認等」という。）は、当該建築物に係る床面積の確認手数料とする。

2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を、機構から受けている場合の手数は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する額とする。但し、床面積が増加する部分を含む場合は、当該増加床面積を加算した床面積に相当する額とする。

### (検査に係る加算額)

第5条 確認検査員又は副確認検査員が中間検査、完了検査及び仮使用認定を行う場合、他機関による確認等を受けている場合は、別途、加算する。

2 確認検査員又は副確認検査員が中間検査、完了検査及び仮使用認定を行う場合、その建築場所が機構が定める地域にあるときは、別途、交通費等を考慮し、加算する。

### (確認検査手数料の減額等)

第6条 機構は確認・検査等が効率的に実施できる場合又は非効率的な場合等において、金額の変更をする事が必要と認める場合に、確認検査手数料・加算額を増額又は減額することができる。

### (確認検査手数料の収納)

第7条 機構は、申請者から確認・検査等の申請があった場合は、業務の契約後速やかに確認検査手数料を収納する。

**(確認検査手数料の返還)**

第8条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、機構の責に帰すべき事由により、確認・検査が実施出来なかった場合は、申請者に返還する。

**(附則)**

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

平成27年12月1日改定

令和1年6月1日改定

令和5年6月1日改定

令和7年4月1日改定